

## ダウンロード違法化騒動から何を学ぶか。

### —日本版フェアユース規定のすすめ—

城所岩生 Iwao KIDOKORO

**Keywords** : 海賊版対策、ダウンロード違法化、フェアユース規定、柔軟な権利制限規定、二次創作

#### 1 目的

著作権法野目的は権利保護と利用促進のバランスを図って文化の発展に寄与することにあるが、単当する文化庁は権利強化には積極的だが、利用促進には消極的な傾向がある。その行き過ぎに対する反発が今回のダウンロード（DL）違法化騒動であるが、同じ問題は TPP 加盟に伴う著作権法の非親告罪化の時にも起きた。こうした二次創作を取り巻く厳しい環境の打開策について考察する。

#### 2 方法

本研究の調査・分析方法は、文献調査（【主要参考文献】参照）、DL 違法化についての院内集会（2019.2.8 参議院議員会館）やシンポジウム（2019.3.17 明治大学知的財産センター）の傍聴、元議員 1 人を含む 4 人の国会議員、著名な漫画家 1 人へのききとり調査などによった。

#### 3 結果

調査・分析の結果、

文化庁は 2019 年 2 月、マンガ、アニメなどの海賊版対策として、現在、音楽・動画に限られているダウンロードを全面的に禁止する著作権法改正案をとりまとめたが、海賊版の被害者でもあるマンガ業界が創作活動を萎縮しかねない違法化に反対、自民党の了承も得られなかったため、今国会での法案提出は見送られた。日本には米国のように一定の要件を満たせば許諾なしの利用を認めるフェアユース規定はない。このため、今回の改正案のように広く網をかけようとすると、個人の私的情報収集活動にまで萎縮効果をもたらしかねない。同様の懸念は TPP 加盟に伴う著作権法の非親告罪化や共謀罪導入の際にも浮上した。

昨年の改正で柔軟な権利制限規定が導入されたが、AI・IoT 時代に備えたイノベーション推進のための改正で、二次創作活動の追い風となる改正ではない。クールジャパン推進を掲げながら諸外国では認められつつあるパロディも未だに合法化されていない。コミケ、同人誌も権利者の「お目こぼし」の上に成り立っている。法律用語では「黙示の許諾」と呼ばれる暗黙の了解だが、仮に暗黙に了解されていると推測して、無断で使用しても著作権者が「お目こぼし」せずに権利を主張したら、使用者は著作権を侵害したことになる。こうした二次創作を取り巻く不安定な状況を打開するためにも日本版フェアユース規定を導入すべきである。

#### 4 結論

著作権法 49 条の後に次の条文を新設する提案をする。

第 50 条 著作物は、この款に掲げるもののほか、報道、批評、研究、教育、福祉、イノベーションの創出などの目的上、正当な範囲内で利用することができる。ただし、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りではない。

#### 【主要参考文献】

文化審議会著作権分科会パロディ WT 報告書（2013）、城所岩生「フェアユースは経済を救う」（2016）、文化審議会著作権分科会報告書（2019.2）、川崎祥子「著作権法改正案の提出見送りに至る経緯—インターネット上の海賊版対策をめぐって—」（立法と調査、2019.4）、城所岩生編・中山信弘ほか著「これでいいのか！ 2018 年著作権法改正」（2019.4）、城所岩生「これでいいのか！ 2018 年著作権法改正」出版にあたり—日本版フェアユース再考のすすめ」（INTERNET Watch, 2019.4）

